

香川県条例第27号

香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例

香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立体育館</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立武道館</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第7条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p> <p>1 略</p>	名 称	位 置	香川県立体育館	略	香川県立武道館	略	<p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツ施設を次のとおり設置する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立体育館</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>香川県立三豊体育館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>観音寺 市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>香川県立大川体育館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>東かがわ市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">香川県立武道館</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第7条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第8条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>香川県立三豊体育館</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 等</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>競技場</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>アマチュアスポーツの場合</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>入場料を徴収する場合</u></td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> <td style="text-align: center;">8,970円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	香川県立体育館	略	<u>香川県立三豊体育館</u>	<u>観音寺 市</u>	<u>香川県立大川体育館</u>	<u>東かがわ市</u>	香川県立武道館	略	施 設 等	単 位	金 額	<u>競技場</u>			<u>アマチュアスポーツの場合</u>			<u>入場料を徴収する場合</u>	1時間当たり	8,970円
名 称	位 置																												
香川県立体育館	略																												
香川県立武道館	略																												
名 称	位 置																												
香川県立体育館	略																												
<u>香川県立三豊体育館</u>	<u>観音寺 市</u>																												
<u>香川県立大川体育館</u>	<u>東かがわ市</u>																												
香川県立武道館	略																												
施 設 等	単 位	金 額																											
<u>競技場</u>																													
<u>アマチュアスポーツの場合</u>																													
<u>入場料を徴収する場合</u>	1時間当たり	8,970円																											

入場料を徴収しない場合		
全面	1時間当たり	2,990円
半面	1時間当たり	1,500円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	35,880円
入場料を徴収しない場合		
全面	1時間当たり	8,970円
半面	1時間当たり	4,500円
柔道場	別に教育委員会規則で定める額	
剣道場	別に教育委員会規則で定める額	
卓球場	別に教育委員会規則で定める額	
トレーニングルーム	別に教育委員会規則で定める額	
会議室	1時間当たり	630円
附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	
会議室の冷暖房使用料の額は、別に教育委員会規則で定める。		

### 3 香川県立大川体育館

施設等	単位	金額
競技場		
第1競技場		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	8,970円
入場料を徴収しない場合		
全面	1時間当たり	2,990円
半面	1時間当たり	1,500円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	35,880円
入場料を徴収しない場合		
全面	1時間当たり	8,970円
半面	1時間当たり	4,500円
第2競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	1,770円

入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ以外の 場合	1時間当たり	590円
入場料を徴収する場合	1時間当たり	7,080円
入場料を徴収しない場合 専用使用でない場合	1時間当たり	1,770円
トレーニングルーム	別に教育委員会規則で定める額	
会議室	別に教育委員会規則で定める額	
大会議室	1時間当たり	630円
小会議室	1時間当たり	210円
附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	
第2競技場及び会議室の冷暖房使用料の額は、別に教育委員会規則で定める。		

4・5 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(27) 略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1	略			2	公の施設の使用料			(1)～(27) 略				<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(27) 略</td> </tr> <tr> <td>(28)</td> <td>香川県   競技場使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1	略			2	公の施設の使用料			(1)～(27) 略				(28)	香川県   競技場使用料		
種別	区分	単位	金額																																		
1	略																																				
2	公の施設の使用料																																				
(1)～(27) 略																																					
種別	区分	単位	金額																																		
1	略																																				
2	公の施設の使用料																																				
(1)～(27) 略																																					
(28)	香川県   競技場使用料																																				

立三豊体育館

アマチュアスポーツの場合

入場料を徴収する場合

1時間当たり

8,970円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

入場料を徴収しない場合

全面

1時間当たり

2,990円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

半面

1時間当たり

1,500円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

アマチュアスポーツ以外の場合

入場料を徴収する場合

1時間当たり

35,880円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

入場料を徴収しない場合

全面

1時間当たり

8,970円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

半面

1時間当たり

4,500円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

柔道場使用料

別に教育委員会規則で定める額

剣道場使用料

別に教育委員会規則で定める額

(28) 略

卓球場使用料	額 別に教育委員会規則で定める額
トレーニングルーム使用料	額 別に教育委員会規則で定める額
会議室使用料	1時間当たり   630円
附属設備及び器具の使用料	額 別に教育委員会規則で定める額
会議室の冷暖房使用料及び香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。	

(29) 略

(30) 香川県 立大川体育館	競技場使用料 第1競技場 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合	1時間当たり	8,970円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	入場料を徴収しない場合 全面	1時間当たり	2,990円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	半面	1時間当たり	1,500円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合	1時間当たり	35,880円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

		則で定める額
入場料を徴収しない場合 全面	1時間当たり	8,970円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
半面	1時間当たり	4,500円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
第2競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	1,770円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	590円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	7,080円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,770円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
専用使用でない	別に教育委員会規則で定める	

(29)～(34) 略
-------------

第2表 略

場合 <u>トレーニングルーム</u> 使用料 会議室使用料 大会議室 小会議室 附属設備及び器具の 使用料 第2競技場及び会議室の冷暖房使用料並びに香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。	額 <u>別に教育委員会規則で定める額</u>  1時間当たり      630円 1時間当たり      210円 <u>別に教育委員会規則で定める額</u>
---	---

(31)～(36) 略

第2表 略

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
(8)～(10) 略	<u>(8) 香川県立三豊体育館</u> <u>(9) 香川県立大川体育館</u> <u>(10)～(12) 略</u>